

【 4 】 取組の方向性と施策

目指す姿 I

子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

取組の方向性

1

子どもの権利に関する理解促進

現状と課題

豊島区が平成18年に「子どもの権利に関する条例」を制定してから20年が経過しようとしています。この間、区はこの条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させるよう取組を進めてきました。しかしながら、アンケート調査においては、本条例を「知っている」と回答した人は保護者、子どもともに1割程度、子どもに関わる地域団体でも6割未満となりました。5年前の調査と比較すると認知度が少しずつ向上しており、子どもの権利に関する理解が進んでいる状況が伺えますが、区民に十分浸透しているとは言えません。

また、地域団体及び区施設職員に対する調査では、「子どもの権利について学ぶ機会がない」と回答した人が6割以上となっており、子どもの権利に関する普及・啓発が不足している状況にあります。

方向性

「子どもの権利に関する条例」では、子どもが持つ権利を具体的に規定するとともに、家庭・施設・地域における子どもの権利の保障についても規定しています。家庭・施設・地域などのあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について理解を深め、一人ひとりが「子どもの最善の利益」を守り、それを実現させるために行動することが重要です。

「子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利が広く子どもや子どもに関わる大人に浸透するよう、対象に合わせた効果的な手法での普及啓発や学習機会の確保に取り組んでいきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状	目指す方向性(令和11年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した割合	令和5年度 ● 子ども 7.8% ● 保護者 14.7% ● 若者 1.8% ● 区施設職員 77.0% ● 地域団体 57.3%	
職場や地域で子どもが子どもの権利を学ぶ機会が「ある」と回答した区施設職員・地域団体の割合	令和5年度 ● 区施設職員 54.7% ● 地域団体 20.5%	
区心理検査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率	令和5年度 ● 小学6年生 69.8% ● 中学3年生 74.2%	目標値 80.0%

根拠:計画策定のためのアンケート調査、区心理検査

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

具体的な取組

1 子どもの権利の普及啓発・情報発信

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
1 「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利及び子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	紙媒体の広報物だけでなく、動画制作やSNS活用など対象に合わせ浸透しやすい手法で展開し、また多くの方に普及できるよう区内イベント等での周知活動を行う。
担当課 子ども若者課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
多様な媒体による 広報・周知の充実	周知用パンフレット等の修正・配布	・広報・周知用の動画作成 ・区内イベント等での普及活動実施 ・SNSを活用した広報

● 計画事業

事業名	事業目標
2 「子ども月間」事業	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。
担当課 子ども若者課	

2 子どもの権利に関する継続的な学びの推進

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	教職員や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。
担当課 子ども若者課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
職員研修実施回数	5回	5回
区民講演会・出張講座実施回数	4回	10回

● 計画事業

事業名	事業目標
4 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体による子どもの権利を学ぶメニューを実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。
担当課 子ども若者課 指導課	
5 保育の質向上事業	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。
担当課 保育課	

コラム 1: 子どもの権利って何だろう

子どもの権利は、子どもたちが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものです。そのため、豊島区では子どもの権利保障を推進するために、2006年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を定めました。

この条例の中では、子どもたちが虐待や体罰、いじめを受けずに安全に過ごしなが、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく成長することができること、そして、自分の思いや考えを大人に伝えることができ、それがしっかりと尊重されることが大切な子どもの権利として示されています。このことは、子どもたちが保護の対象としてだけでなく、社会の一員として尊重され、参画する主体であることを認めるものです。

豊島区では、子どもの意見表明の確保や社会参画の推進策として「としま子ども会議」や「子どもレター」等を実施し、自分らしく過ごしたり、遊んだりすることのできる居場所として「中高生センタージャンプ」や「プレーパーク」等も事業展開しています。

今後も子どもの権利保障に資する取り組みを推進するとともに、子どもの権利について多くの方に知っていただけるよう、広報物を作成したり、学校や地域に出向いて子どもの権利の講座等を実施していきます。



周知用パンフレット



学校での子どもの権利出前講座



地域での子どもの権利講演会

取組の方向性

2

子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援

現状と課題

豊島区では、学校施設を活用した小学生の放課後の居場所である「子どもスキップ」や、中高生向け児童館である「中高生センタージャンプ」において利用者会議を開催し、子どもが自分の意見を表明する機会を提供するとともに、会議で出された意見は施設運営や行事の開催等へ反映させる取組を進めてきました。

また、子どもの意見表明機会の提供と区政参画を目的として、区政に関するテーマについて話し合い区長や区職員等へ発表する「としま子ども会議」を開催しています。令和5年6月からは、小中学生等の声をこれまで以上に区政に反映させるための子ども向け「広聴はがき」を区民ひろば等の区施設に設置し、区長への手紙として投函する「子どもレター」事業を開始し、意見に対しては、区の実施内容を手紙の返信によりフィードバックすることで、子どもの区政参画を推進する取組を進めています。

令和5年度に実施したアンケート調査においては、子どもは家庭や学校で自分の意見を聞いてもらえており、また保護者や学校職員も子どもの意見を聞くことができていると認識していることが示されています。

一方で、子どもが地域で意見を言えると思うと回答した割合及び、地域においても子どもの意見を実現できていると思うと回答した割合は、家庭や学校と比べて低くなる傾向が見られました。

方向性

子どもの意見が尊重されながら社会に参画できるように、子どもが意見を表明できる機会を確保していきます。また、学校や児童館等の子ども施設においても子どもの意見や話し合ったことを受け止め、施設運営等に反映されるような取組を進めます。

また、子どもが地域社会の一員として主体的に地域に参加できるように、地域活動参加の機会確保や参画の支援を行います。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度	- 小学生 86.5% - 中高生 92.7%	
家で「意見や思いを大切にされた」と回答した子どもの割合	令和5年度	- 小学生 52.2% - 中高生 51.6%	
子どもが自主的・主体的に地域や活動に参加できる機会が「どちらかというところ」と回答した18歳以上の区民の割合	令和5年度	19.9%	
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した子どもの割合	令和5年度	- 小学生 35.2% - 中高生 33.7%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査、協働のまちづくりに関する区民意識調査

具体的な取組

1 子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
6 としま子ども会議の開催 担当課 子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内在住の小学校4年生から18歳の子どもが、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。また、検討した結果を報告会で子どもに報告します。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
参加者数	17人	25人
提案採択数	2件	3件

● 計画事業

事業名	事業目標
7 利用者会議の開催 担当課 子ども若者課 放課後対策課	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。
8 新規 子ども版広聴事業 担当課 区民相談課	中学生以下の子どもから寄せられる意見・要望等に対して、担当課は改善等実施し、意見等を寄せた子どもには、回答文を作成して返信します。中学生以下の子どもからの意見要望等によって、区政運営の改善を図ります。

2 子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

● 計画事業

事業名	事業目標
9 子ども地域活動支援事業 担当課 子ども若者課	子どもが地域社会の大事な担い手として、大人と一緒に地域活動に参加できるよう、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。
10 青少年指導者養成事業 担当課 生涯学習・スポーツ課	小学校4年生から中学生を対象に、自ら考え、仲間と協力し合えるリーダーを養成するジュニアリーダー講習会を実施します。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム 2: 子どもスキップ・中高生センタージャンプでの利用者会議

子どもスキップでは、施設を利用する児童による利用者会議として「子ども会議」を開催しています。「子ども会議」では、購入する玩具、行事の内容、ルールやマナー決めなどを行い、子どもスキップの運営に児童自身の意見を反映させています。

また、中高生センタージャンプでは、中高生の意見を施設運営に反映する機会を保障するため「利用者会議」を月1回実施しています。購入する漫画や遊具、イベント内容などについて自由に意見を表明できる機会を大切にしています。さらに発展して自分たちでイベントを企画運営する「自主企画」は、「麻雀部」「自主企画ライブ」などの取り組みがありました。



「子ども会議」の様子



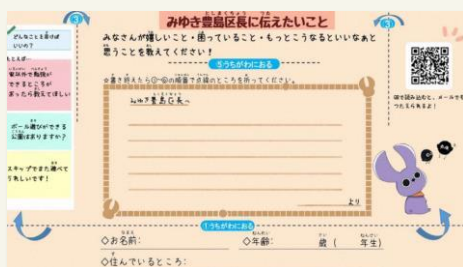
「利用者会議」の様子

コラム 3: 「子どもレター」・「としま子ども会議」

「子どもレター」をご存じですか。これは、中学生以下の子どもたちが、直接区長に意見を寄せることができる仕組みです。区長はすべての意見に目を通しており、その中には区政を動かす貴重な意見もあります。子どもたちからの意見一つひとつに真摯に耳を傾け、丁寧な対応を心掛けて運営しています。

また、「としま子ども会議」という取り組みもあります。この会議では区政に関するテーマに分かれて、意見交換をしながら考えをまとめ、「意見発表会」で区長などの前で発表します。子どもたちからの意見は、区が実現できるか検討しその内容を「報告会」という形で子どもたちに報告します。

どちらの取り組みも、子どもたちの意見を区政に反映させるための重要な事業です。区は子どもたちが意見を表明しやすいよう工夫しながらこれらの事業を運営しています。



子どもレター



「バスケットの練習場が少ない」の意見から、バスケットゴールを増設



「としま子ども会議」の様子

子どもの居場所・体験活動の充実

現状と課題

子どもは、遊びを通じて自主性・創造性・協調性などを身に付け、心身ともに健やかに成長します。「子どもの権利に関する条例」においても、子どもが憩い、遊び、学ぶ権利や文化や芸術、スポーツ等に触れて豊かな自己や表現力を育む権利が保障されています。

豊島区では、子どもが安心して遊ぶことができるプレーパークや、学校施設を利用した活動の場である子どもスキップ、中高生の活動の場である中高生センタージャンプなどを運営し、子どもの遊び場や活動の場の充実に取り組んできました。

アンケート調査では、子どもスキップや中高生センタージャンプ、公園、区民ひろば等に関する満足度は高く、取組の効果も表れています。

一方で、それら施設の認知度や利用した子どもの割合は低く、また、子ども・保護者ともに子どもの遊び場や活動の場の整備を望む声は依然として多いことから、子どもが自由に遊び、自分の好きな活動ができる場の広報と拡充が必要とされています。

方向性

子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保するため、子どもの居場所や遊び場の整備を検討します。既存の施設については、子どもにとってより魅力のある居場所になるよう内容の充実に取り組むとともに、居場所の拡充へ向けて既存施設の活用や区民ひろばとの連携等について検討していきます。

また、子どもの置かれた様々な状況に寄り添い、豊かな情操を育むために、地域や企業・NPO団体等と連携した居場所や活動の場の創出に取り組めます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	令和5年度	- 就学前 60.1% - 小学生 40.5% - 中高生 39.1%	↑
子どもがホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度	- 小学生 19.7% - 中高生 13.7%	↑
区の施設や事業の満足度	令和5年度	- 子どもスキップ(小・中学生) 63.8% - 中高生センター(小中高生) 69.0% - 公園(小中高生) 66.1% - 学校の校庭開放・施設開放(小中高生) 66.9%	↑

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 子どもの居場所の充実

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
11 中高生センターの運営 担当課 子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
登録者数	2,037人	2,500人
延べ利用者数	25,040人	36,000人

事業名	事業目標	事業内容
12 子どもスキップの運営・改築 担当課 放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
延べ利用者数	589,811人	540,000人

● 計画事業

事業名	事業目標
13 放課後子ども教室事業 担当課 放課後対策課	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。
14 子ども食堂ネットワーク 担当課 子ども若者課	「としま子ども食堂ネットワーク」は、地域で活動する「子ども食堂」の運営者同士が連携・協力し、参加する子どもや保護者が地域の人々とながら成長していくことを目的としています。このネットワークでは、運営方法等の情報交換の場として会議を開催し、安心・安全な居場所の運営のための情報提供や研修等を行っています。

2 屋外遊び場の充実

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
15 プレーパーク事業 担当課 子ども若者課	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。常設の池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。また、地域団体等が区内の各地域において短期間での遊び・体験イベントを開催できるよう支援していきます。
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
プレーパーク利用者数	28,707人	30,000人

● 計画事業

事業名	事業目標
16 新規 区立スポーツ施設の一般開放事業 担当課 生涯学習・スポーツ課	子どもたちの体力向上と健全育成を図るため、スポーツに親しむ機会と新しい居場所を創出します。
17 小学校開放事業 担当課 放課後対策課	放課後など学校教育に支障のない範囲で、児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。
18 公園・児童遊園新設改良事業 担当課 公園緑地課	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

コラム4: 中高生センタージャンプ

中高生センタージャンプは、豊島区在住または在学の中高校生等が気軽に来館し、音楽やスポーツに打ち込んだり、勉強したり、なんとなく時間を過ごしてみたりと、自由に利用することができる中高生のための居場所です。相談事業では中高生の悩みや課題に寄り添うとともに関係機関等と連携し、必要な支援に繋がっています。

「友達と一緒に遊べ、ゆっくり話することができる場所」「やりたいことが実現できる場所」「自分の話を聴いてくれる場所」「遊びも勉強も料理もなんでもできる場所」という様々な声が利用している中高生から聞かれます。

ジャンプは、友達とまた一人で来館しても、居心地の良い「日常の居場所」となることを目指しています。



「お料理」の様子



学生ライブの様子



バスケットボールの様子

3 活動・体験機会の充実

● 計画事業

事業名		事業目標
19	次世代育成事業助成	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します(としま未来文化財団助成事業)。
担当課	文化企画課	
20	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。
担当課	図書館課	
21	生涯スポーツ推進事業	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。
担当課	生涯学習・スポーツ課	
15	プレーパーク事業	【再掲】(74ページ)
担当課	子ども若者課	

4 学習支援の充実

● 計画事業

事業名		事業目標
22	新規 としま地域未来塾	中学生の自学自習と学習支援員によるサポートを通して学習習慣を定着させ、学力の向上を図ります。また、同年代の生徒や学習支援員とのコミュニケーション・相談を通して悩みや不安の解消を図ります。
担当課	放課後対策課	
23	小・中学校補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。
担当課	指導課	
24	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。
担当課	子育て支援課	
25	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	子どものいる世帯に対し、家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動(としま子ども学習支援ネットワーク(通称:とこネット))に属する各教室の紹介などを行います。
担当課	福祉総務課(自立支援担当課長)	

コラム 5: 区立スポーツ施設の一般開放・個人利用の料金無料化

区では、令和6年度より、子どもの居場所・遊び場づくりの一環としての区立スポーツ施設の一般開放の取り組みと、小学生から高校生相当(18歳の年度末まで)の子どもが区立スポーツ施設を個人で利用する際の料金を無料にする2つの取り組みを開始しました。

子どもレターや区民の意見を区政に積極的に反映させる取り組みを行うなかで、子どもが気軽に運動ができるスポーツ環境の整備を望む声が多く寄せられたことから、新たな取り組みを開始しました。

この取り組みによって、子どもが安全で安心して運動やスポーツに親しむことができる環境を整え、子どもの体力向上と地域における健全な育成につなげていきます。

※個人利用の際の料金無料化については、事前の申請手続きが必要です。



コラム 6: としま地域未来塾

中学生の学習習慣の定着と学力の向上を目的としながら、自学自習をサポートしています。また、同年代の仲間や学習支援員(地域の方や大学生)とのコミュニケーションを通じて、悩みや不安を解消できる「放課後の居場所」としての機能も果たしています。

【実施内容】

土曜教室:13:15~16:45 教育センター/西巣鴨・南長崎第一区民集会室

水曜教室:17:30~19:00 学習院大学キャンパス内

現在利用している生徒からは、「学習に集中できる」「質問したい時に聞きやすい」「勉強の合間にレクレーションタイムでみんなと交流でき楽しかった」「大学生のお兄さんやお姉さんと話ができて楽しいし、自分も大学に行きたいと思うようになりました」などの声がありました。これからも、安心して過ごせる居場所として、中学生の成長をサポートします。



取組の方向性

4

子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

現状と課題

児童虐待やいじめは子どもに対する重大な権利侵害であり、時には、生命や身体に危険を生じさせるおそれがあります。

豊島区における児童虐待の新規相談及び通告件数は近年増加傾向にあり、年齢別では、小学生以下の児童虐待に対する件数が多くを占めています。

令和5年度に実施したアンケート調査では、小学生・中高生の保護者の11.6%が自身や身の回りの子どものいじめに気付いたことがあると回答しています。また、悩んでいることや困っていることはないと回答した子どもは25.5%であり、小・中学生の36.9%が今までにものごとがうまくいかずに落ち込んだ経験があり、高校生の7.4%が今までに社会生活や日常生活を送ることができない状況を経験しています。

このような児童虐待やいじめ等、子どもの権利侵害を防止し、被害を受けた子どもを救済するために、被害を早期に発見し、救済・回復へとつなげていく充実した体制が必要とされています。

方向性

児童虐待やいじめ等の子どもの権利侵害に対しては、第三者機関である子どもの権利擁護委員を核として、未然防止と発生後支援の両面から対策を進めます。児童虐待防止にあたっては、親子の孤立化を防ぐ取組や、親の子育て力向上へ向けた支援を行います。また、関係機関が相互に情報を共有し、連携・協働することにより発生予防・早期発見に努めます。

虐待やいじめなどの権利侵害が生じてしまった後のサポートとしては、影響が最小限に抑えられるように、子どもや子どもを持つ保護者が安心して相談や救済を求めることができる体制整備とその情報発信や普及啓発を進めていきます。

計画の進捗を測る指標

指標名	現状		目指す方向性(令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度	- 小学生 64.8% - 中高生 55.0%	
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	- 保護者 53.6% - 高校生 82.4%	
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	- 小学生 9.4% - 中高生 10.4%	
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	- 小学生 35.0% - 中高生 58.8%	
悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミツリーダール、アスとしまなど)の認知度	令和5年度	- 小学生 68.1% - 中高生 48.2%	

根拠:計画策定のためのアンケート調査

具体的な取組

1 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
26 子ども虐待防止ネットワーク事業	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。
担当課 子ども家庭支援センター		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
虐待防止ネットワーク研修開催数	2回	2回
出張講座開催数	43回	45回

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
27 いじめ防止対策推進事業	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①互いを認め合う学校、学級づくりを進めます。 ②心理検査を実施し、個々の行動面や心理面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を実施し、定期的な実態把握を行います。 ④学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ⑤必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。
担当課 指導課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
いじめの解消率	小学校 66.2% 中学校 89.2%	小学校 100% 中学校 100%
いじめ防止のための教員の研修の実施	職層に応じ、年3回実施	職層に応じ、年3回実施

● 計画事業

事業名	事業目標
28 新規 子どもに関わる職にある者の服務の厳正	教職員や子どもに関わる施設職員に対して服務事故防止に関する研修を行います。
担当課 指導課	
29 児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。
担当課 子ども家庭支援センター	
30 新規 としま子育て応援パートナー事業	特に支援を必要とする妊婦及びその家庭について、サポートプランを作成し継続的な支援を実施します。
担当課 健康推進課 長崎健康相談所	

事業名		事業目標
31	こんにちは赤ちゃん事業	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子の健康増進の支援および子育てに必要な情報提供を行います。
担当課	健康推進課 長崎健康相談所	
32	子育て訪問相談事業	支援施設に向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、家事・育児パッケージをプレゼントします。
担当課	子ども家庭支援センター	
33	母子一体型ショートケア事業 (ひとり親家庭支援事業)	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。
担当課	子育て支援課	
34	家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業(未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動)を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。
担当課	子育て支援課	
35	スクールカウンセラー事業	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣しいじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。
担当課	指導課 教育センター	
36	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型の支援)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。
担当課	教育センター	

2 相談・救済体制の整備

● 重点事業

事業名	事業目標	事業内容
37 新規 「としま子どもの権利相談室」(愛称:ふくろう相談室)の運営	子どもの権利侵害の相談に応じ、子どもを権利侵害から予防、救済を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。
担当課		
目標	現状値(令和5年度)	目標値(令和11年度)
相談件数	令和5年度に設置	50件

● 計画事業

事業名	事業目標
38 新規 児童相談所の運営	子どもに関する専門的な相談を受け付け、問題の解決に向けた助言や親子関係の再構築を行います。また、虐待や非行等により児童を家庭から分離する必要がある場合、法的権限に基づき一時保護や施設入所措置を行い、児童の安全の確保を図ります。
担当課	

コラム7:子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員

豊島区では、「子どもの権利に関する条例」第22条に基づき、子どもの権利擁護委員を3名配置し、またそれを補佐する職として子どもの権利相談員も配置しています。

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、状況を調査し、助言や支援を行います。また、区内2か所ある中高生センタージャンプに月1回ずつ訪問し、子どもと話をしたり、施設での交流を通じて、日常の中で信頼関係を築きながら、子どもたちからの相談につなげています。

このように、子どもにとって身近な場所に保護者でも学校の先生でもない「第三の大人」が親身に話を聞き不安を取り除いてくれることは、子どもたちの安心にもつながっています。今後も子どもが安心して相談できる環境の充実など、子どもの権利を守る取組を進めていきます。



中高生センターでの子どもからの相談風景

コラム8:としま子どもの権利相談室(愛称:ふくろう相談室)

ふくろう相談室は、「豊島区子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口です。豊島区に在住・在学・在勤の18歳未満の方なら誰でも相談ができ、子どもの権利侵害に関することであれば大人からの相談も受け付けています。

この場所が、子どもの権利擁護委員やそれを補佐する子どもの権利相談員が活動する拠点となっており、室内にある相談スペースは、子どもたちが緊張せずに本音が話せるよう、柔らかいソファやぬいぐるみ等を置き、居心地の良い空間となるようにしています。

また、このふくろう相談室という愛称は、豊島区立小・中学生から募集し、700件を超えるアイデアの中から、最終的に子どもたちによる投票で決定しました。今後も子どもたちのアイデア等を取り入れながら、ふくろう相談室に親しみを持っていただき、安心して相談することができる拠点となるよう運営していきます。



ふくろう相談室のキャラクター
名前:マモろう



相談室内観



相談室外観

事業名	事業目標
39 子ども若者総合相談事業(アシスとしま) 担当課 子ども若者課	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。
40 子どもに関する相談事業 担当課 子ども家庭支援センター	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。
41 新規 子どもからの専用電話相談(なやミフリーダイヤル) 担当課 子ども家庭支援センター	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。
42 子ども家庭女性相談事業 担当課 子育て支援課	様々な問題を抱える女性やひとり親家庭の相談を受け、他機関と連携しながら個々の状況にあわせた助言や支援を行います。

